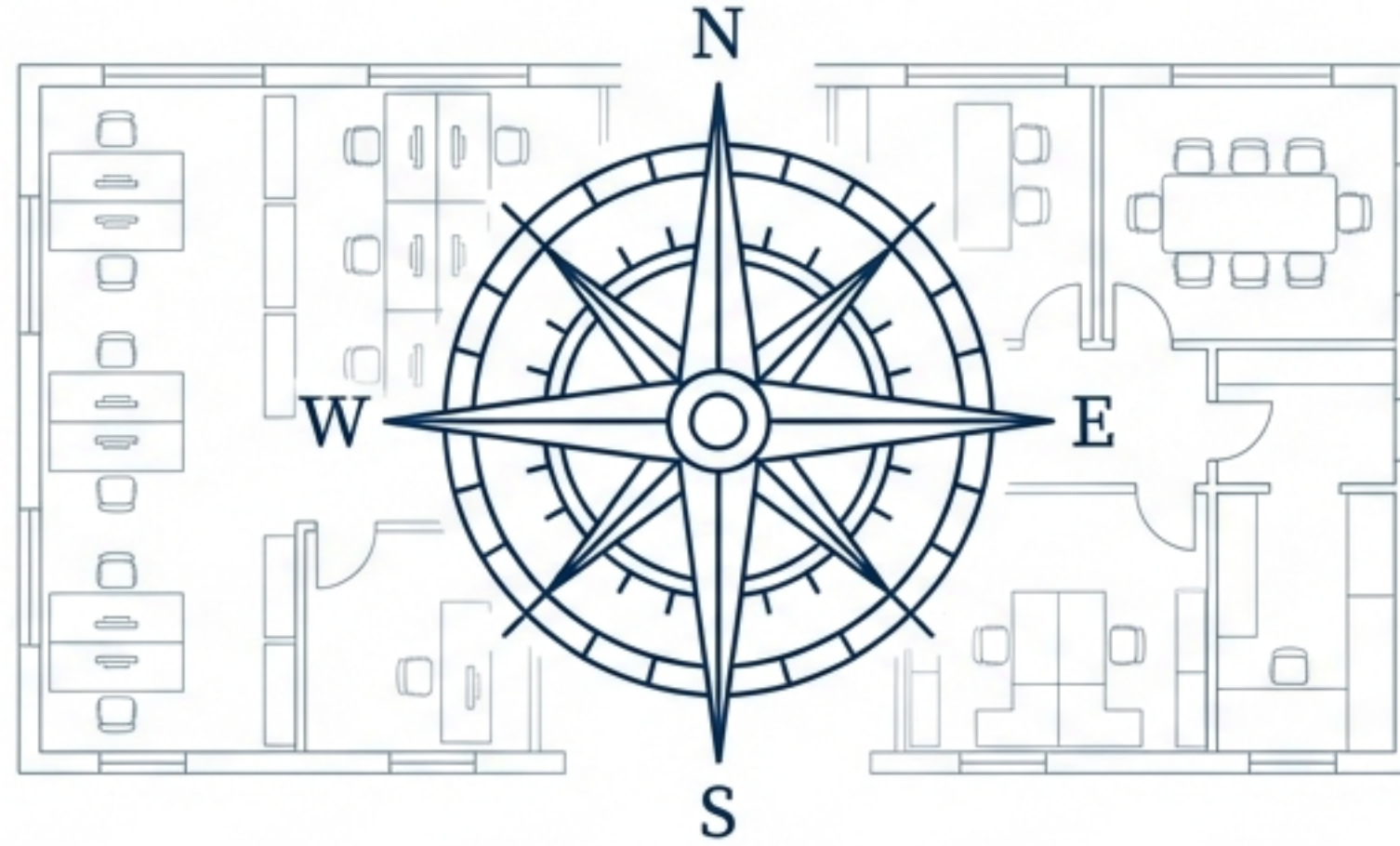




日本進出・会社設立と「経営・管理」 ビザ取得完全マニュアル

2025年（令和7年）10月改正基準・完全対応版

Presenter: 行政書士アレックス国際事務所

日本市場への「門」は開かれているが、その敷居は高くなった 2025年改正に向けた戦略的アプローチの必要性

THE GOAL (標準フロー)

- 会社設立：最短2週間での登記完了



- ビザ取得：安定した経営基盤の証明



THE NEW HURDLES (2025年改正)

- 資本金増額：従来の500万円から「3,000万円」への大幅引き上げ



- 言語要件：JLPT N2相当の日本語能力が必須化



- 人的要件：常勤職員1名以上の雇用義務化



本マニュアルでは、これらの厳格化された基準をクリアし、最短ルートで事業を開始するための「ナビゲーション」を提供します。

【重要】2025年10月16日施行・入管法基準改正の全貌

令和7年10月16日より、「経営・管理」ビザの許可基準が劇的に変更されます。

1. 資本金の額 (Capital)

500万円以上



3,000万円以上
(または同等の投資総額)

2. 日本語能力 (Language)

申請者または常勤職員が「**JLPT N2**」または「**B2**」相当以上であること。

3. 雇用要件 (Employees)

常勤職員1名以上の雇用が必須（日本人、永住者等に限る）。

※事業計画書は、中小企業診断士や公認会計士など「**経営の専門家**」による評価・確認が義務付けられます。

会社設立からビザ取得までのロードマップ

Step 1: 定款作成・ 認証

電子認証と
FaceHub活用

Step 2: 出資金の 払込み

日本口座がない
場合の特例措置

Step 3: 設立登記 申請

法務局への申請
(設立日確定)

Step 4: 税務・保険 の届出

社会保険・労働
保険の加入

Step 5: 在留資格 認定証明書 交付申請

新基準（資本金
3,000万円等）
への適合証明

Step 1: 定款の電子認証とコスト削減

デジタル技術を活用し、印紙代**4万円**を節約



紙の定款

公証役場へ出向く必要あり + 印紙代 **40,000円**



電子定款 (Recommended)

オンライン申請 + 印紙代 **0円**

The 'FaceHub' Advantage

- Web会議認証: 公証人との面談を「FaceHub」などのWeb会議システムで実施可能。
- メリット: 物理的な移動時間を削減し、スピーディーな認証を実現。

Alex Office Support: 複雑な電子署名や代理送信は当事務所が完全サポートします。

Step 1.5: 実質的支配者（Beneficial Owner）の申告

マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策のため、定款認証時に「会社を実質的に支配する人物」の申告が義務化されています。

実質的支配者は誰か？

株式の50%超を保有する個人

株式の25%超を保有する個人

事業活動に支配的な影響力を有する個人

代表取締役

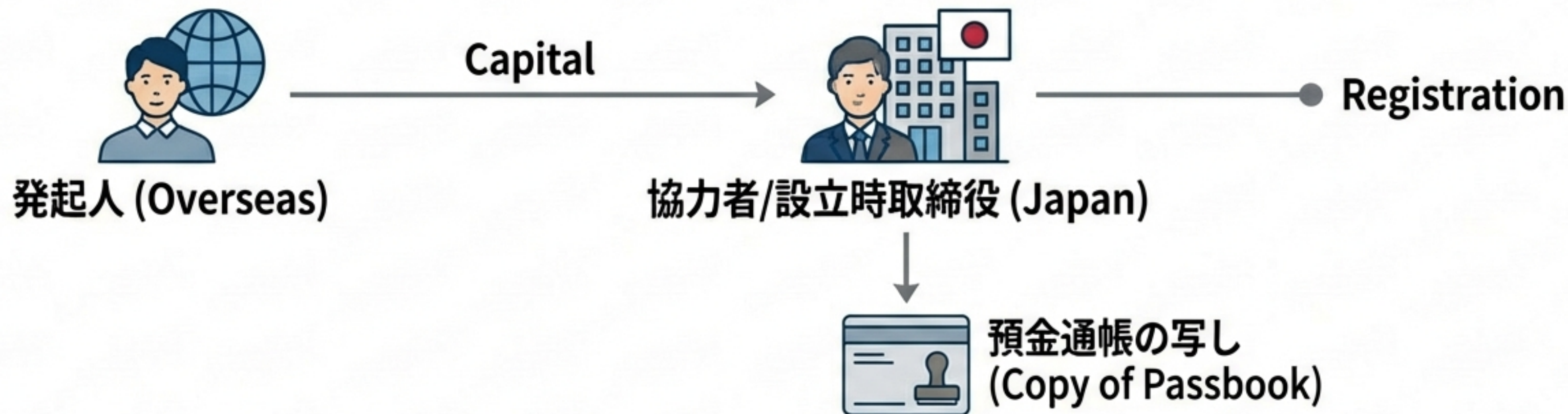


Compliance Check

Requirement: 申告対象者が「暴力団員」や「国際テロリスト」に該当しないことを表明保証する必要があります。

Step 2: 日本の銀行口座がない場合の資本金払込

法務省民商第41号通達による解決策



Requirements

- 発起人全員が日本国内に住所を有していない場合、協力者（第三者）の口座を利用可能。
- 委任状 (Delegation Letter): 発起人が協力者に受領権限を委任したことを証明する書面。

この特例措置により、来日前の会社設立が可能になります。

Step 3: 設立登記申請の重要ポイント

重要タイムライン:

- 申請日 = 会社成立日（法務局窓口での受付日、またはオンライン申請の到達日）

Critical Warning (却下事由):

- 未来の日付指定は不可
- 登記原因の日付は、申請日以前である必要があります。「8月14日移転予定」として7月1日に申請することはできません。

必要書類:

- 申請書（QRコード付き書面申請対応可）
- 申鑑届書（実印の登録）
- 印鑑届書（実印の登録）
- 就任承諾書・本人確認証明書

株式会社本店移転登記申請書	
1. 商号	
(中略)	
1. 登記すべき事項	「令和2年8月14日 ●県●市●町●丁目●番地に本店移転」
(中略)	
令和2年7月1日 (本店・主たる事務所) ●県●市●町●丁目●番地 (商号) ●●株式会社	



ビザ取得要件①：事業所の確保

 自宅兼事務所 /
バーチャルオフィス

原則不可

改正後の基準では、事業規模に応じた適切な「独立した事業所」が必須。

 賃貸オフィス /
シェアオフィス（個室）

推奨 (Recommended)

法人名義での契約、または「法人設立後に名義変更する」特約付きの個人契約が必要。

※ビザ申請の前にオフィス契約が必要です（賃料発生のリスク管理が重要）。

ビザ取得要件②：専門家による事業計画の確認



Immigration Services Agency
出入国在留管理庁
世界をつなぐ。未来をつくる。

New Rule (2025 Reform):

提出する事業計画書について、「経営に関する専門的な知識を有する者」による評価・確認が義務化されます。

Authorized Experts



- ・ 中小企業診断士 (SME Consultant)



- ・ 公認会計士 (CPA)



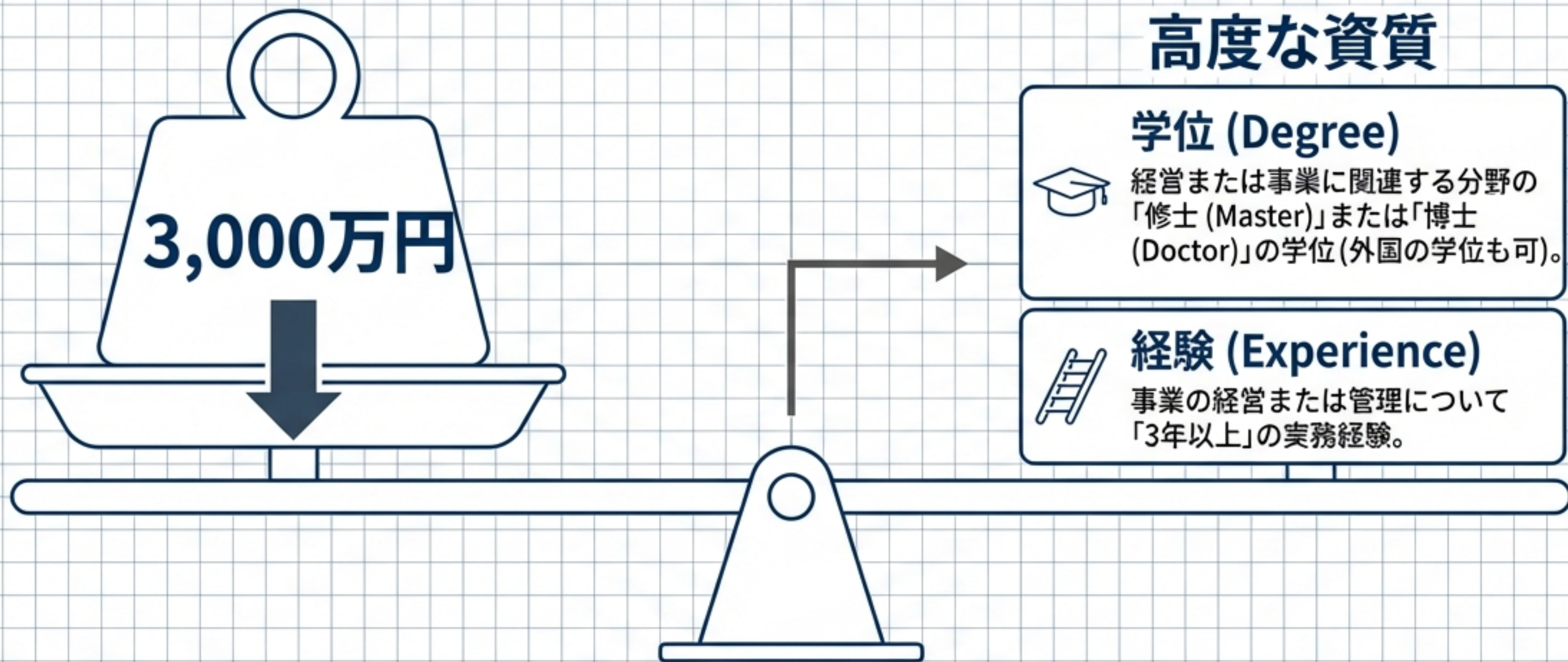
- ・ 税理士 (Tax Accountant)

Alex Office Role:

当事務所では、提携する公認会計士・中小企業診断士と連携し、入管法の審査基準（具体性・合理性・実現可能性）を満たす事業計画書の作成をコーディネートします。

資本金3,000万円未満での申請の可能性

代替要件によるビザ取得ルート



Note: これらは「資本金3,000万円」の代替要件として機能しますが、立証資料の準備はより慎重に行う必要があります。

設立後の義務とビザ更新の条件

社会保険 (Social Insurance)

健康保険・厚生年金保険への加入
(社長1人の会社でも強制加入)。

労働保険 (Labor Insurance)

雇用保険・労災保険の加入と
納付。



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

国税・地方税 (Taxes)

法人税、消費税、源泉所得税、
法人住民税の適正な申告と納税。

The Compliance Triad
(Obligatory for Renewal)

未納がある場合はビザ更新が不許可となります。